

**「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る計画段階環境配慮書」
に関する熊本県環境影響評価審査会意見**

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 事業実施想定区域に関係のない情報や誤った記載が多く見られ、事業による周辺環境への影響を判断することが困難である。そのため、方法書においては、事業実施想定区域及びその周辺の状況について、再度、文献調査を実施し、正確な内容で記載すること。

[大気環境]

〈大気質〉

- (1) 事業による大気への影響の予測・評価については、既存のデータだけでなく、現地の実態把握が必要であるため、現地でどのような調査を実施するか、具体的に検討すること。
- (2) 事業実施による大気質への影響の予測・評価にあたっては、重機の稼働による排ガスの排出を踏まえた検討を行うこと。

〈臭気等〉

- (1) 処分場から硫化水素が発生・拡散した場合、人体に危険が及ぶ可能性があることから、現地の風向及び風速を測定し、毒性や悪臭の観点から拡散の程度について予測・評価すること。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 処分場から発生する浸透水の水質を調査や計算等により求め、それが河川の水質にどの程度影響するかを予測・評価すること。

〈地下水〉

- (1) 事業予定地の岩盤のルジオン値の測定やボーリング調査による地下水位及び流向の把握により、事業による地下水への影響を予測・評価すること。